

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

退職手当金と弔慰金

Q: 当社では、役員の死亡に際し、役員としての勤務期間、職務の内容等を考慮して算定した金額を弔慰金名義で遺族に支給し、退職手当金としては支給していません。

この場合の弔慰金については、相続税は課税されないのでしょうか。

A: 退職手当金等として相続税が課税されます。

【解説】

遺族に支給される金品が支給の名義や名目によって、あるものは相続税の課税対象となり、あるものは相続税の課税対象にならないというように、実質が異なる支給金品について課税上の取扱いが異なるのは、税負担の公平という見地から好ましくありません。

そこで、被相続人の死亡により相続人その他の人が受ける金品が、退職手当金等に当たるかどうかは、①その金品が退職給与規定その他これに準ずるものの定めに基づいて受ける場合にはこれにより、②その他の場合においてはその被相続人の地位、功勞等を考慮し、被相続人の雇用主等が営む事業と類似する事業において被相続人と同様な地位にある人が受け、又は受けると認められる金額などを勘案して判定することになります。

ご質問の場合の弔慰金については、その支給の基準が勤務期間、職務の内容等とされている点などからみて、その全額が退職手当金等に該当し、相続税が課税されます。

